

平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 日本金属工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 義村 博
(コード番号 5479 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常務取締役経営企画部長 佐々木 雅啓
(TEL.03-3500-5645)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 19 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第 127 条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）の導入を決定の上、同日付で公表し、また本対応策の導入につきましては、平成 19 年 6 月 26 日開催の当社第 112 回定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得て承認いただきました。その後、平成 21 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、①新しい「中期経営計画 2010」を反映した内容への修正、②証券取引法の金融商品取引法への改正及び「株券電子化」に伴う改訂を行った上で、本対応策を継続することについて決定の上、平成 21 年 6 月 25 日開催の当社第 114 回定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得て承認いただきました。

本対応策の有効期間は、平成 23 年 6 月 23 日開催予定の当社第 116 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時まででありますので、当社は本日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件に、本対応策を実質的に同一の内容にて継続することを決定しましたのでお知らせいたします。継続に当たりましては、基本方針の実現に資する取組みを最新の中期経営計画を反映したものへ修正を行っております。

また、本対応策を決定いたしました取締役会には、社外監査役 2 名を含む監査役 3 名が出席し、いずれも本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応策に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式等の大規模買付行為に関する打診及び申入れ等は一切ありませんので念のために申し添えておきます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値については株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もとより、当社は、上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社の株式に対する大規模な買付行為等が行われた場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社株式に対する大規模な買付行為等であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値又は株主共同の利益に資さない大規模な買付行為等が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式に対してこのような大規模な買付行為等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値の源泉

日本におけるステンレス鋼の歴史は 1932 年（昭和 7 年）に、当社が最初にステンレス鋼の国産化に成功したことから始まります。それ以来、当社は常に新しい技術、設備の合理化、ステンレス鋼の用途開発に努め、ステンレス鋼の専門メーカーとして広範な需要に応じてまいりました。

当社の企業価値の源泉は

- ① ステンレス鋼専門メーカーとして、独自商品の開発力
- ② 先進的な生産設備の導入及び技術開発による高い生産性
- ③ ステンレス鋼の加工センター、販売先、及び、原料調達先との信頼関係

等にあると考えています。

2. 「中期経営計画 2012」等による企業価値向上への取組み

当社は、2010 年度を初年度とする「中期経営計画 2012」（2010 年 4 月～2013 年 3

月)を2010年4月に策定いたしました。

本中期経営計画の概要は、以下の通りです。本計画を推進することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

[外部環境の認識および当社の強み]

当社を取り巻く外部環境を次のように認識しております。

- ①中国・アジア新興国でのステンレスの需要拡大 (IT、自動車分野が好調) および、それに伴う国内のステンレス需要の拡大 (輸出企業向け、ただし国内建設・設備投資需要は低位横ばい)
- ②低賃金、スケールメリットを活かした海外ステンレスメーカー (中国を中心とした) の供給による汎用品のコスト競争の激化
- ③資源供給者の寡占化、中国の内需拡大による資源不足の影響で原料価格が高騰 (Ni、Cr、鉄)

当社の強みは次の通りと認識しております。

- ①省Ni型Dシリーズ鋼 (価格変動が小さい、高特性、高品質)
- ②精密圧延品 (多種多様な製品群、低コスト生産)
- ③東南アジア地域の営業拠点の充実
(シンガポール：NIMS(S)、マレーシア：NIMS(M)、
タイ：バンコク駐在員事務所の現地法人化)

[経営方針]

外部環境および当社の強みの認識を踏まえ、次のような経営方針にて取り組んでまいります。

- ①環境変化に対応し得る強固な経営基盤を確立し、信頼できる企業を目指す
- ②当社の強みを活かした新たな挑戦により、企業価値の向上を図る
- ③企業の社会的責任を果たしステークホルダーの満足度を高める

[経営基盤の強化]

経営を取り巻く環境の変化に対応し得る強固な経営基盤を築くために、以下の方策に取り組んでまいります。

- ①組織力・販売力の強化・・・人材育成、経営の見える化、販売体制の見直し
- ②コアシリーズ商品の拡販・・・高付加価値品の拡大
- ③国際競争力を高めるための製造コスト削減・・・原料費、物流コスト等の削減
- ④販売戦略に対応した設備投資・・・コアシリーズ商品の拡大に繋がる設備投資
- ⑤国際会計基準への対応・・・退職給付制度の見直し

⑥財務体質の強化・・・安定した収益の確保、キャッシュフロー管理等

[新規事業展開]

今後、需要拡大が期待される中国およびアジア新興国への拡販を進めるにあたり、既存拠点の拡充、新規拠点の整備、海外への設備投資又は海外メーカーとの提携を検討してまいります。なお、2011年1月、台湾に、弊社および伊藤忠丸紅鉄鋼、現地メーカーによる合弁会社「結進日金工精密金属股份有限公司」を設立致しました。同社は、ステンレス精密圧延品を主に扱う販売会社です。

[ステークホルダーの満足度向上]

ステークホルダーの信頼および満足を得るために以下のCSR活動に取り組んでまいります。

- ①コンプライアンス強化・・・社員に対するコンプライアンス教育の徹底等
- ②リスク管理・・・リスク管理委員会の活用により定期的にリスクを洗い出す
- ③ステークホルダーへの情報開示・・・相互コミュニケーション
- ④環境保全・・・リサイクル促進、鉄鋼副産物の有効利用、CO₂排出量削減

以上の取り組みによって、当社は、ステンレス鋼を通して、快適で豊かな暮らしや社会づくりに貢献することを目標に、今後ますます多様化する要望に応えていくため、絶えず研究と技術の向上に努め、全てのステークホルダーから信頼される企業として、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

これらの取組みは、上記Ⅰ．記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．本対応策導入の目的

本対応策は、以下の通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されたものです。

昨今、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に株式の大規模な買付行為等を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより当社は、株式の大規模な買付行為等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付行為等の提案に応じるか否かの判断は株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為等の中には、その目的から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社が、独自の商品開発力や高い生産性を維持・向上させ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた技術資産や人的資産の流出を防ぎ、これらの資産を中長期的に保護育成していくこと、生産設備の効率的な稼働や弛まぬ技術開発による高い生産性を維持していくこと、さらには、ステンレス鋼の加工センター、販売先および原料調達先等との継続的な信頼関係を維持していくことが、必要不可欠と考えられます。これらが、当社の株式の大規模な買付行為等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買付者からの大規模な買付行為等の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上のことから、当社取締役会は当社株式に対する大規模な買付行為等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に資すると考え、大規模な買付行為等がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記 I. に記載した基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為等がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた本対応策（概要につきましては、別紙 1 のフローチャートをご参照ください。）を継続することといたしました。

2. 本対応策の対象となる当社株式等の買付行為

本対応策の対象となる当社株式等の買付行為とは、特定株主グループ¹の議決権割合²

¹ 特定株主グループとは、①当社の株式等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は②当社の株式等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

を 20%以上とすることを目的とする当社株式等³の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為若しくはその提案行為又はこれらに類似する行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

3. 独立委員会の設置

本対応策を適正に運用し、当社取締役会の決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙 2 をご参照ください。）を定め、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会の委員には、引き続き、西沢和彦氏、池田靖氏及び五十嵐邦正氏を選任しております。（略歴につきましては、別紙 3 をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値及び株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否か等に関する勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を得ることができるものとします。

4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役

² 議決権割合とは、①特定株主グループが、注 1 の①記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとし、）又は②特定株主グループが、注 1 の②記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下、特に断りがない限り同じとします。

会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約とともに以下の内容等を記載した意向表明書を当社指定の書式に従い日本語にてご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称及び住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記(1)に記載の意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたします。大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不足していると考え

えられる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実を、法令及び当社が上場する証券取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様の判断の為に必要であると認められる場合には、その全部又は一部を公表することといたします。

(3) 当社取締役会における評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間の開始及び終了時には、それぞれ、法令及び当社が上場する証券取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、下記5.に記載の対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合、独立委員会が合理的と認める期間内で取締役会評価期間を延長することができるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目

的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動は、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を参考にし、かつ独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てを選択した場合の概要は別紙 4 に記載のとおりですが、実際に新株予約権無償割当てをする場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者又は当社取締役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を参考にし、かつ独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るため例外的に新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上認められる対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で大規模買

付行為を行っている場合

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社のグループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の買付方法が強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合
- ⑥ 大規模買付行為の条件（買付対価の価額・種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の可能性、大規模買付行為後における当社の取引先、顧客、地域関係者、従業員その他当社に係る利害関係者の処遇等の方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適切である場合
- ⑦ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針又は事業計画の内容が不十分又は不適当であるため、当社の企業価値の源泉である商品開発力、生産性等の維持・向上に重大な支障をきたすおそれのある場合
- ⑧ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の加工センター、販売先、原料調達先等の取引先、従業員等との信頼関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な悪影響をもたらす大規模買付行為である場合
- ⑨ 大規模買付者が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると判断される場合
- ⑩ 中長期的な観点において、当該大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後する場合

(3) 対抗措置発動の停止等

当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、独立委員会の勧告を受けた上で、当該

新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとし、

反対に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は独立委員会に対して改めて当該大規模買付行為に係る勧告を求めることができるものとし、当社取締役会は、独立委員会の再勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

6. 本対応策の継続手続、有効期間、廃止及び変更

当社取締役会は、平成 23 年 6 月 23 日開催予定の本定時株主総会において、本対応策の継続に関する議案をお諮りする予定であり、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただきました場合、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、以降、本対応策の継続については定時株主総会の承認を経ることとします。

本対応策は、①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとし、

また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向等を踏まえ、今後、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

7. 本対応策が株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが

可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、上記5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5.に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権無償割当てが行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割り当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が新株予約権無償割当ての中止又は株主の皆様が割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てを受けべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社が対抗措置を講じることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置として、例えば新株予約権無償割当てが行われる場合には、割当期日におけ

る株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続をとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続は必要となりません。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の規則等に基づき別途お知らせいたします。

IV. 本対応策が基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにそれらの理由

1. 本対応策が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本対応策が株主共同の利益を損なうものではないこと

上記 I. に記載のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び

投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、当社は、株主の皆様のご意向を反映するため、上記Ⅲ． 6．に記載のとおり、本定時株主総会において、本対応策の継続に関する議案をお諮りさせていただきます。さらに、上記Ⅲ． 6．に記載のとおり、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されることになり、本対応策の継続及び廃止は、株主の皆様のご意向に沿うものとなっております、この点でも本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

3. 本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、上記Ⅲ． 5．に記載のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

また、当社取締役会は単独で本対応策の延長を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外者の委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

加えて上記Ⅲ． 3．に記載のとおり、独立委員会は、当社の費用により、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー等の独立した第三者である外部専門家の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

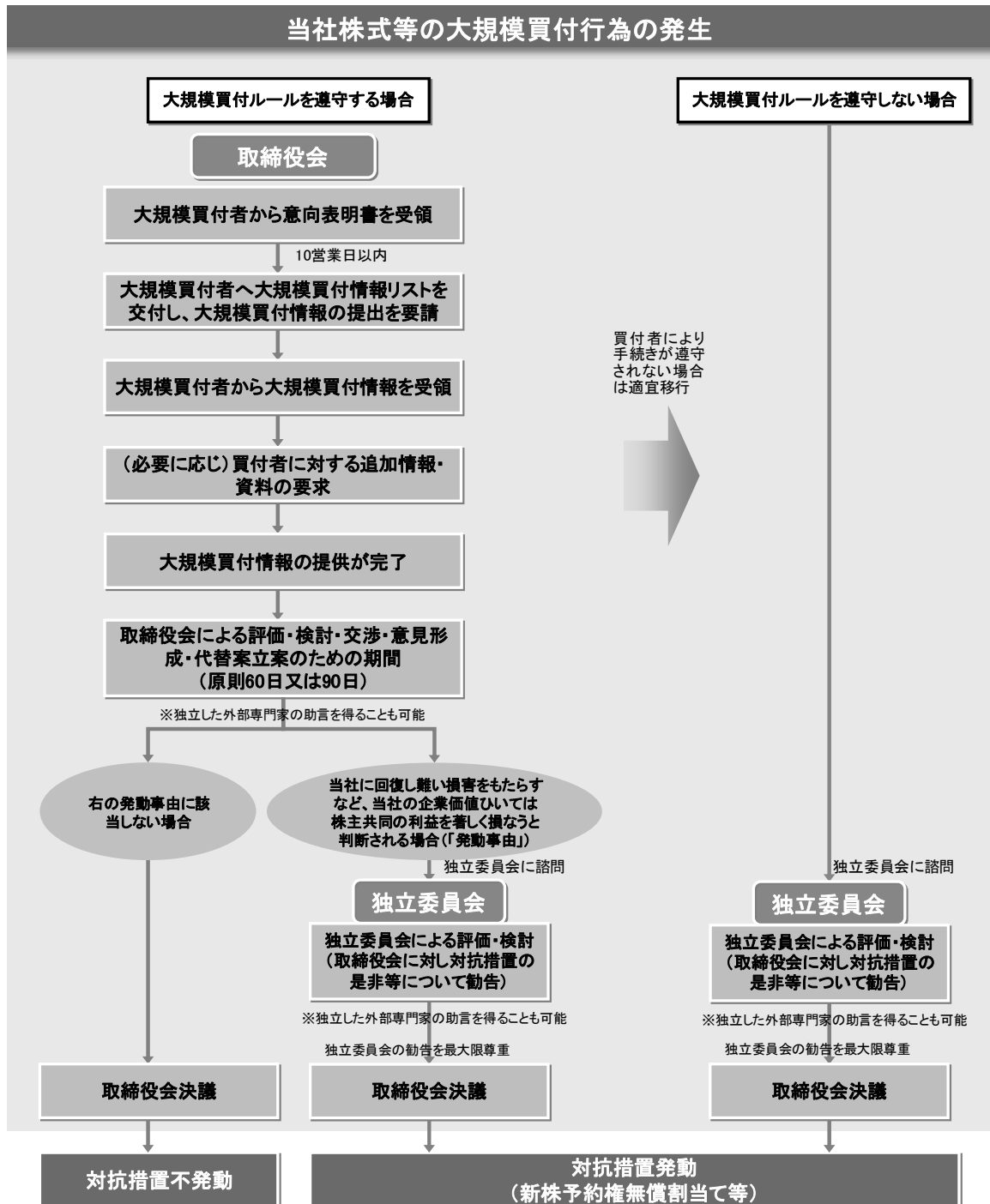
このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであるとと考えております。

以 上

(別紙 1)

本対応策の概要 (フローチャート)



※ 取締役会は大規模買付行為の提案があった事実を、法令及び当社が上場する証券取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。また取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合、その全部又は一部を公表いたします。

※ 上記フローチャートは、あくまで本対応策の概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本対応策の詳細内容についてはプレスリリース本文をご参照ください。

(別紙2)

独立委員会規程の概要

- (1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- (3) 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- (4) 独立委員会は、当社の費用により、独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。
- (5) 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙3)

独立委員会委員の氏名および略歴

西沢 和彦 (にしざわ かずひこ)

伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 元社長・会長

社外有識者

昭和 17 年 10 月 14 日生

<略歴>

昭和 41 年 4 月 丸紅飯田株式会社 (現 丸紅株式会社) 入社

平成 12 年 6 月 同社取締役

平成 13 年 10 月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 常務取締役

平成 15 年 4 月 同社代表取締役社長

平成 17 年 4 月 同社代表取締役会長

平成 19 年 4 月 同社相談役

平成 19 年 5 月 当社独立委員会委員 <現在に至る>

池田 靖 (いけだ やすし)

三宅・今井・池田法律事務所パートナー 弁護士

当社社外取締役

昭和 21 年 4 月 18 日生

<略歴>

昭和 47 年 4 月 弁護士登録 三宅・今井法律事務所入所

昭和 52 年 4 月 同事務所パートナー (現 三宅・今井・池田
法律事務所パートナー) <現在に至る>

昭和 59 年 5 月 (株)大沢商会管財人代理

平成 9 年 3 月 (株)京樽管財人

平成 13 年 6 月 (株)角川書店 (現 (株)角川グループホールディングス)
社外監査役 (非常勤) <現在に至る>

平成 19 年 5 月 当社独立委員会委員 <現在に至る>

平成 19 年 6 月 当社社外取締役 <現在に至る>

平成 19 年 6 月 ソニーフィナンシャルホールディングス(株)社外取締役 <現在に至る>

平成 21 年 6 月 (株)三菱 UFJ フィナンシャル・グループ社外監査役 <現在に至る>

五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ)

日本大学商学部 教授

当社社外監査役

昭和 24 年 7 月 10 日生

<略歴>

昭和 63 年 4 月 日本大学商学部教授 <現在に至る>
平成 7 年 12 月 一橋大学博士(商学)
平成 14 年 8 月 国税庁税務大学校講師 <現在に至る>
平成 17 年 5 月 財団法人産業経理協会評議員 <現在に至る>
平成 19 年 5 月 当社独立委員会委員 <現在に至る>
平成 20 年 6 月 当社社外監査役 <現在に至る>
平成 22 年 4 月 国税庁税務大学校客員教授 <現在に至る>

以 上

(別紙 4)

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記 2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個を、新たに払込みをさせないで割り当てる。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は最大 1 株までの範囲内で当社取締役会が定める数とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は 1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。但し、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

(4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要することとする。

(6) 新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約

権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

(ご参考)

当社株式の状況 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

- ① 発行可能株式総数 340,000,000 株
- ② 発行済株式総数 185,605,475 株
- ③ 株 主 数 21,712 名
- ④ 大株主 (上位 10 名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日新製鋼株式会社	9,500 千株	5.23%
日金工取引先持株会	8,780 千株	4.83%
株式会社メタルワン	6,379 千株	3.51%
株式会社りそな銀行	4,526 千株	2.49%
株式会社横浜銀行	4,526 千株	2.49%
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	4,082 千株	2.24%
阪和興業株式会社	3,490 千株	1.92%
大陽ステンレススプリング株式会社	3,363 千株	1.85%
株式会社長府製作所	3,218 千株	1.77%
丸全昭和運輸株式会社	3,193 千株	1.76%

(注 1) 発行済株式総数には、自己株式 4,114,139 株を含んでおります。

(注 2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上